

第六十八回 参議院文教委員会會議録第九号

昭和四十七年六月八日(木曜日) 午前十一時十五分開会

委員の異動

六月八日 兼任 濱田 幸雄君 山口 陽一君 金井 元彦君 中山 太郎君

補欠選任

久保田 藤麿君 橋 正俊君 宮之原 貞光君 安永 英雄君

出席者は左のとおり。

委員長 大松 博文君 理事 志村 愛子君

委員

金井 元彦君 内藤 蒼三郎君 中村 登美君 濱田 幸雄君 宮崎 正雄君 秋山 長造君 片岡 勝治君 鈴木 美枝子君 内田 善利君 矢追 秀彦君 萩原 幽香子君 加藤 進君

衆議院議員

文教委員長代理 西岡 武夫君 理事 西岡 武夫君

國務大臣

文部大臣 高見 三郎君

政府委員

文部大臣官房長 井内 慶次郎君 文部省初等中等 教育局長 岩間 英太郎君 文部省管理局長 安嶋 彌君 事務局側 常任委員会専門 員 渡辺 猛君

本日の會議に付した案件

- 教育、文化及び學術に関する調査 (女子教育職員育児休暇制度に関する件) (義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律案に關する件) ○理科教育振興法の一部を改正する法律案 (衆議院提出) ○参考人の出席要求に関する件 ○私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大松博文君) ただいまから文教委員会を開会いたします。 教育、文化及び學術に関する調査中、女子教育職員育児休暇制度に関する件を議題といたします。

本件につきましては、今国会冒頭に、女子教育職員育児休暇制度に関する小委員会を設置し、調査検討をお願いしてまいりましたが、本日、宮崎小委員長から、同小委員会における審議の経過及び結果について報告したいとの申し出がございましたので、これを許します。宮崎小委員長。

○宮崎正雄君 ただいまから女子教育職員育児休暇制度に関する小委員会の審議経過と結果について御報告申し上げます。

御承知のとおり、本小委員会は、昨年末設置されましたが、本年四月四日、第一回の会合を開き

ました。続いて同月六日の第二回小委員会におきまして、審議を進めていくためのたたき台として国立及び公立の義務教育諸学校等の女子教育職員の育児休暇に関する法律案要綱草案を私から提出いたしました。その後の審議は、この要綱草案を中心にして、委員相互間で、あるいは政府関係機関に対して、きわめて熱心に進められ、回を重ねること七回に及び、今日ようやく成案を得るに至りました。

ただいまお手元に配付してございますものがその草案でございますが、朗読を省略させていただきます。この際、その趣旨について御説明申し上げます。 女子教育職員の育児休暇制度の問題については、かねてより本委員会において十分論議されてまいりましたので、この制度創設の背景や理由については省略させていただきます。本案が目的とするところについて一言触れたいと存じます。 高等学校以下幼稚園に至る学校の女子教育職員は年々増加し、四〇％を占めるに至り、年間出産者もおよそ二万人前後と聞いております。核家族が多い上に、保育施設も十分でない状況の中で、乳児をかかえた女子教育職員は、退職を余儀なくされたり、あるいは職にとどまっても十分な勤務ができない実情にあります。そこで、かような女子教育職員に対し、育児休暇制度を設け、休暇終了後引き続き勤務し得るようになるとともに、その間は代替教員を配置して学校教育の一貫性を保持し、もって教育水準の維持向上をはかろうというのが本案のねらいでございます。

次に、内容のおもなる点について御説明申し上げます。 第一に、学校以下幼稚園に至るまでの国立公立学校に勤務する女子教育職員で、一歳未満の子を育てる者が申請した場合、任命権者は、特別

の事情のない限り、育児休暇を承認しなければならぬこと。

第二に、育児休暇期間は、産後休暇終了の翌日から生児が一歳に達する日の属する学期の末日までを原則とすること。

第三に、育児休暇を承認された女子教育職員は、その間身分を保有するが職務に従事せず、給与は支給されないこと。

ただし、任命権者は、教育上特に必要があると認めるときは、育児休暇中の女子教育職員に対し、月に三日以内の勤務を命ずることができるととし、その場合には、相当額の給与を支給すること。

第四に、女子教育職員は、育児休暇により勤務しなかつたことを理由に、不当に不利益な取り扱いを受けないこと。

第五に、任命権者は、育児休暇を認める女子教育職員にかわる教育職員を臨時的に配置すること。

第六には、退職手当、復職時の俸給調整、公務災害補償、労働基準等の法律関係につき、所要の規定を定めたこと。

第七には、私立学校の設置者は、育児休暇制度を実施するよう努めること。

第八には、この法律の施行期日を昭和四十七年九月一日からとしたこと。

第九には、本法施行前六カ月以内に産後休暇を満了した女子教育職員で、法施行後一カ月以内に育児休暇を申請した者には、本法が適用されることを経過措置として定めたこと。

以上が、草案の趣旨並びにその内容であります。小委員会といたしましては、この草案を本委員会提出法律案として御決定いただけるよう希望したのであります。

なお、小委員会は次のような申し合わせを行な
いたしましたので、当委員会においても御了承いた
けますようにお願いいたします。
申し合わせを朗読いたします。

申し合わせ(案)

本小委員会は、女子教育職員の子育児休職制度
に關して、次の事項につき、さらに調査検討を
進め、適切な結論を得るよう努力することを申
し合わせる。

一、育児休職中の女子教育職員の無給制度につ
いては、今後の実績をみた上で、さらに妥當
な有給制の方途を研究すること。

二、学校教育の正常な運営を期するため、女子
事務職員に対しても、出産休暇及び育児休職
が確保されるよう改善を図ること。

以上で御報告を終わります。

○委員長(大松博文君) ありがとうございます。申し
ました。宮崎小委員長及び小委員会の方々の御苦勞に
感謝いたします。

ただいまの報告において、宮崎小委員長から、
本件に關する小委員会の一致した意見として、義
務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休職に關
する法律草案が提案されましたので、この際、
本草案について御審議願いたいと存じます。

本草案に対し、質疑、意見等がございましたら、
順次御発言願います。——別に御発言もなけ
れば、本草案を、義務教育諸学校等の女子の教育
職員の育児休職に關する法律案として本委員会か
ら提出することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(大松博文君) 御異議ないと認めます。
よって、さよう決定いたします。

なお、宮崎小委員長の御報告にございました小
委員会の申し合わせにつきましては、本委員会と
してもその趣旨を了承することにしたいたしと存
じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(大松博文君) 御異議ないと認めます。
なお、本会議における本法律案の趣旨説明の内

容につきましても、これを委員長に御一任願いた
いと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(大松博文君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(大松博文君) 次に、理科教育振興法の
一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑
に入ります。

○安永英雄君 原則的にはこの法案につきまして
は賛成という立場で若干質問をしたいと思いま
す。

理科教育について数学教育を加えるという趣旨
であります。この点について文部省のほうにお
聞きをしたいと思ひます。文部省としては、この
法律案については、提案理由の中で書いてありま
すように、特に異議はない、むしろ好ましいとい
うことですが、私は、現在の各教科というものを
全般的に振興し、質の向上をはかっているか、な
らぬという使命が文部省にはあると思ひいま
す。その中で、理科教育というものを振興する
という特別な法律をつくり、さらにそれに数学を
入れていくと、こういうことではあります。今
後——これは議員提案でありますから、文部省の
意向をとくと聞きたいと思ひます。文部省の
たとえば音楽教育、あるいは体育、いろいろの教科
はそれぞれの目的を持って、そして全部の教科が
全人的な人格の完成を目ざしながら教育をやつて
いくというのが基本法の精神です。その中で、特
に理科、さらに加えて数学、こういうふうになつ
てだんだん広がっていくことが好ましいというふう
に考えておられるかどうか。今度は体育につ
いての振興法をつくる、あるいは国語なら国語、
あるいは音楽教育なら音楽教育、こういうふう
にして議員提案で次々にあげてもらうことを文部省
としては望んでおられるというふうに考えてよろ
しいかどうか、お聞きしたいと思ひます。基本的
に。

○政府委員(岩間英太郎君) この問題はまあいろ

いろな観点があると思ひますけれども、現在、先
生がただいま御指摘になりましたように、私ども
としましては、各教科が同じようなウエイトで
もって、しかも全人的な教育というものを推進し
ていく、これが大事ではないかというふうな気が
するわけでありまして。しかしながら、理科教育の
場合は、ほかの教科に比べて設備が比較的多
額の経費を要するという問題もございまして、こ
れから戦後科学的なものの方というものを、
特に強調するという意味がございまして、理科教
育につきましても御配慮があったのじゃないか
と私も推察するわけがございまして。そうい
う観点から申しまして、このたび数学がこの中に
入ってきたということは、理科と関係のある教科
でございまして、それはけっこうなことじゃな
いかと思ひますけれども、しかしながら、一つ一
つの教科につきましても設備を充実するために特別
の立法を行なうということは、全体の均衡等を考
えますと、なお検討を要する問題がいろいろある
のじゃないかというふうな感じがございまして。し
たがいまして、私どものほうは、ただいまのこと
ろは、理科教育は別でございましてけれども、そ
他の教科につきましても、教材費というふうなや
り方でもってその充実をはかるというふうな方法
をとっておるわけがございまして。しかしながら、
この問題につきましても、それぞれお考えもある
ことと思ひますので、この点につきましても御議
論がございましてそれに従って結論が出た場合に
は、私どもはそれに従っていくということであら
うと思ひます。

○安永英雄君 私は、提案者じゃなくて、文部省
のほうに聞いておるわけです。そちらのほうはお
答えにならぬでもけっこうなんです。文部省はど
ういうふうにお考えなんですか、もう一ぺん——
別に議員提案の理由を聞いておるのじゃないんで
す。いまの一番最後のことばあたりは、議員提案
でございまして、云々ということがありまして
が、全面的にこれについては文部省としては異存

はないのだ、賛成なんだという立場をとっておら
れるのどうか、再度お聞きしたい。

○政府委員(岩間英太郎君) このたびの法律案に
つきましても、これは予算措置その他の関連から
申しましても、私どもはまさしく今度提案されて
おりますような法案の趣旨に従って予算の措置も
しては異存がないということがございまして。しか
し、全体の教育につきましても、先ほど先生から
お話がございましたように、全人的な教育という
立場から、各教科のバランスをとって財源措置を
していくということが必要じゃないかと思ひま
す。ただ、理科の場合等につきましても、先ほど
申し上げましたように、特に多額の経費を要する
というふうな観点から特別の措置が行なわれてお
るといふことは、私どもも十分理解しております。

○安永英雄君 時間をあまりさいてもならぬと思
ひますけれども、いまおっしゃる通りに、理科あ
るいは今度加わつた数学というものについて他の
教科と比べて特別の教材関係とか設備、これが要
るとおっしゃるけれども、どういふことなんです
か。コンピュータとかなんとかいうことですか。
これが通れば、コンピュータが備わり、い
ろいろするのですか、小中学校全部、バランスと
いう関係から、もう少し具体的に答えてくださ
い。

○政府委員(岩間英太郎君) これは、かつての伝
統と申しますか、たとえば教室におきましても、
特別教室の場合には理科教室というのが昔からも
あつたわけがございまして、そのための準備室と
いうことも考えられておりました。それからその
中のいろいろな設備にしまして、戦前からの傾
向を見ておりましたも、理科につきましてもいろ
いろな設備が必要である……

○安永英雄君 理科じゃない、数学です。
○政府委員(岩間英太郎君) 数学の場合も、これ
は先のことばよくわかりませぬけれども、しか
し、現在、計算機その他いろいろな機器が発達し
ております。そういう観点から申しまして、数学

についても理科と同じように扱うというふうな御方針につきましては、私どものほうは異存がないという事を申し上げておきます。

○安永英雄君 西岡さんに伺いますが、この法律が通れば、数学という分野で、施設その他教材、こういうものはどういった形で出てくるのですか。

○衆議院議員(西岡武夫君) 先生御承知のとおり、現在、数学につきましては、義務教育教材費の国庫負担金の中でそれぞれの学校が自主的な判断でどういった器材を購入するかということに処理されているわけですが、今回理振法の中に数学の教材を適用することによりまして、別ワケでこれが補助金として措置されることになるわけでございます。したがって、従来より数学教育に關する教材の充実をはかりやすいという点がこの法律の大きな眼目ではなからうかと思えます。

それともう一つは、現在の高等学校につきましてもこの法律の対象にすることによりまして、高等学校における数学教育の振興に役立つのではなからうか。このことは、同時に私立に対する助成の道も開かれるということでございます。そういう面から、先ほど初中局長からも御答弁がございましたように、いろいろな新しい教材が開発されておりますので、これを充実していくために、こういう形できつと目的を定めて予算が獲得できるというそういう制度をこの際確立することが望ましいのではなからうかというのが本法の趣旨でございます。

○安永英雄君 私の言いたいことは、数学が理振法に加わるといふことについては、これは賛成なんです。ただ、バランスという問題等があるという事なんですが、バランスをとるといふのは予算の問題だろうと思ふのです。要するに、私は、教育の全般的なことを考えた場合、どの教科もこれが全部最高限に教育されて、それが総合的な人格の完成という形をねらっておくことはもう間違いないわけでありまして、したがって、それに伴う教材教具、こういったものは、一つ一つの教科を次々に議員提案で出すということよりも、予算も伴うことであるから、私は、将来全教科をどう伸ばしていくかという問題について文部省は基本的な計画を出さなければならぬと思ふのです。議員提案を通したつて異存はございませんと言いつつ、よく聞くと、やはり問題はございません。問題がない。それなら文部省は提案をしないのかということになるのです。それから、そこらあたりが悪いと思ふのですが、私はそういうものは悪いと思ふ。議員提案というものはこれは尊重しなければならぬことは当然だと思ふ。この法律が通れば、他の教科についても充実した教科というものはかつてもありません。そういう趣旨で私は一つの例を申し上げてみたいと思ふのですが、音楽なら音楽でも相当の器材が要するんですよ。

それから私はもう一つ申し上げたいと思ふますが、これは大臣も御存じだし、本人にも会っておりますけれども、福岡県の吉本というおじいさん、このおじいさんが熱心に全国を回つて、そうして国会にも来て、与党も野党もない全議員で超党派で砂場をぜひ学校につくつてくれ。現在、調査してみると、砂場というものはほとんどない。あつてもコチョコチで、使えそうな砂場はない。ぜひひとつ学校に二面くらいは砂場をつくつてほしい。これをぜひ国のほうの設置基準ということできめてもらつて、そうして市町村にこの義務を課してぜひともやつてもらいたい。理由はたくさんあげてありますが、いまの肥満児の問題とか、あるいは児童生徒の健康の問題等々を考えた場合には、私も賛成をしております。大臣自身も大臣になられる前に一議員として請願もされておるようでありまして、請願も何百通も出ておる。これも毎年毎年のことでありまして、私は、数学あるいは理科というものを振興していく場合に、いま現在、やはり体育というものの向上充実ということも非常に必要だと思ふし、請願されておるこの考え方というのについては、何とかこれは実現をはかつてやるべきである。いま一人のおじいさんが全国を回つてやるということでもなくして、これは文部省が積極的に取り組んでいただければならない問題だと思ふ。体育振興法ぐらひはつくつて、砂場振興法ぐらひはつくつて、そしてここへ出すぐらひのあれで、数学を出すなら体育も出すぐらひの積極性がなきゃならぬと私は思ふんです。私は多くは申しませんが、これも、この請願は何回もこの委員会も受理しておる。しかも、この受理したその請願の取り扱いは、処理という問題について文部省の回答を見てもみずと、

学校体育施設は、児童生徒の心身の健全な発達を図るうえできつめて重要であるので、これらの施設のうち屋内体育館、水泳プール等國として補助すべきものについては、國庫補助等の措置を講じてその整備の促進に努めてきたが、砂場の整備については地方公共団体の一般財源により措置されるほかにないものと考えらる。

なお、砂場を含めて学校における体育施設整備の整備に關する基準の設定については、今後検討すべき課題であると考へる。

きつめて冷たい返事なんです。これは国会の意思としてこの請願を取り上げて——もちろん請願の効果といふは、権限といふは、これも私も十分心得ておるつもりだけれども、毎年毎年とにかく生涯の問題にささげ、全財産を打ち込んで何とか児童生徒のために砂場を整備したい、こういう方に対する——しかも、国会としても何回も取り上げて、委員会でも取り上げ、本会議でも通つてやつておる。それが、ようやくこの返事なんです。地方自治体がやらなきゃならぬということも百も承知のことを知りながら、國のほうから乗り出して、こういう請願でありますから、何とかひとつ考へてもらいたい、こう思ふのです。このことについて、かつて私は木田さんが

体育局長をしておつたときに言つて、本人が来たときにも、体育館の中にあるマットには当然補助金が出るんですよ、教材として。砂場になるとこれはこない。だから、かつては、砂場をマットとみなすという形を一つ入れれば、これは地方団体のほうに補助金は行くんですよ。こういう便法を何とか取れないか、そういう方向で検討したいということ言つて、近々やるといつて返事をして帰つたあとの返事がこれなんです。何回も言つてますが、理科、数学も大事ですが、体育も大事だから、この点については慎重に検討してみたいということですが、この点、文部大臣、どうお考えになりますか、あなたも署名しておるのだから。

○國務大臣(高見三郎君) 砂場の請願には、実は私も議員として署名をいたしております。ただ、大蔵省の零細補助打ち切りという趣旨からこれがなかなか実現をいたしておりませんことは、まことに遺憾に思つております。しかし、安永君がいまおっしゃつた気持ちは、私も十分承知しております。ことに、これは、吉本さんとおっしゃいましたかね、あの人の非常に熱心な全国を行脚しての調査というものは敬意を表しております。できることならば、この願いをかなえてあげたいという気持ちは、私はいまも変わつておりません。ただ、それが特別立法が必要であるかどうかという問題は、おのずから別な問題でありますけれども、あの方の努力を褒めてあげたいという気持ちは変わつてはおりません。このことについては、おのずから別な問題であります。

○安永英雄君 大臣の気持ちはわかりますけれども、具体的に先ほど言いましたように、まあ一回か二回言つて話が進むわけじゃないかもしれませんけれども、砂場をマットとみなすという形を法律全般をすぐに変えることはなかなか難しい問題だと思ふますけれども、何とか芽はふきませんか。そこらにはだれが係なんです、初中局長でわかれば……。

○政府委員(岩間英太郎君) これは体育局長と思
います。教材費となりますと私どもの所管になる
わけでございますが、まあ砂場とマットというの
がイコールになるかどうか、私もちょっといまこ
こで判断することはなかなかむずかしいと思いま
す。しかし、先生の御指摘はよくわかりましたの
で、十分検討したいと思います。

○内田善利君 私も若干質問したいと思ひます。
一番最初に、いま話題になりましたように、ど
ういうわけで理科に関する教育の振興だけを充実
振興することをはかっているのか。提案理由によ
りますと、「今日の社会の著しい発展に対応するた
めには従来の理科に関する教育の振興のみでは十
分ではなく、これにあわせて算数及び数学に關する
教育の充実振興を図ることが緊要であると痛感す
るのであります。」ということですが、いまもお話
がありましたように、今日の社会の著しい発展に
対応するためには、全般的なバランスのとれた教
育振興が考えられなければならない、このように
考えるわけですが、この点をもう一度お尋ねした
いと思ひます。

○衆議院議員(西岡武夫君) 先ほどもお答え申し
上げましたが、先生御指摘のとおり、全般的な問
題として教育の振興、その内容、施設の充実に尽
くさなければいけないことはもう当然でございま
して、御趣旨のとおりでございますが、その中で
も、先生御承知のとおり、理科とか数学とかの教
育の器材、施設につきましては、特に金額的にも
かなりの金高の張るいろいろな器材、施設とい
うものが必要になってきています。そういうことを考
えますと、従来の義務教育教材費の国庫負担金の
中で教材費としてこれを措置するよりは、これを
取り出して理科、数学について、算数について
も、予算を別ワグで獲得するほうがより充実を促
進する早道ではなからうかというのがこの法案の
趣旨でございます。それと、先ほど申し上げま
したように、義務教育諸学校につきましては、教材
費という形で処理をされておりますために、高等
学校と私立の学校についての適用がないわけでこ

ざいまして、これが理科教育振興法の中で対象に
なっておりますので、そういう観点からこの際
数学を理振の対象として取り上げたいというのが
趣旨でございます。

先生の御指摘の、全体的な問題をより充実して
いく、先ほど安永先生からも御指摘のございま
した、音楽あるいは体育についても同様のことが言
えるのではないかとということにつきましては、私
ども十分その御趣旨は理解をいたしております
し、賛成でございますが、当面以上申し上げたよ
うな理由で法改正を提案をした次第でございま
す。

○内田善利君 よく理科教室の毒物劇物が校外に
持ち出されて爆弾がつくられたりしたわけですが
れども、現在、小中学校の理科教室の中の毒物劇物
はどのように保管されておられるのか、お聞きした
いと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 先生御指摘のよう
なことが最近起こっておりますことは、たいへん遺
憾でございます。そういう毒物劇物というものの
保管というものは、そういうことがなくとも気がつ
けなければいけないことではございまして、このた
び新しい基準を設けてまいりたいというふうに考
えております。

○内田善利君 毒物劇物だけじゃなくて、例をあ
げれば、塩素酸カリとか、あるいは硫酸とか、そ
ういったものは、毒物劇物ではないわけですが、それ
ども、理科教室の実験だに保管されておるわけ
ですね。こういったものの保管の責任者はだれな
のか。

ども、実情は毎時間毎時間実験に使うわけでは
ら、この辺はルーズになりがちなわけですね。そ
ういった意味で、また理振法等でもどんな薬品を
購入するわけですか、こういったものの保
管、使用等は、会社等でもやっておるうちに、も
と嚴重にしないといけないのじゃないかと、この
ように思ふのですけれどもこの点はいかがでし
ょうか。

○政府委員(岩間英太郎君) 先ほど申し上げま
したように、ただいま先生御指摘になりましたよ
うな対策の一端をいたしまして、今年度からその保
管に要する設備につきましては補助の対象にする
という方向で進んでおるわけでございます。しか
し、そういうふうな具体的なものができまして
も、やはり当事者が十分気をつけなければなら
ないという点でございますが、消防法等で防火責任
者とかそういうものの責任者が定められておりま
すけれども、そういうふうな危険な薬品等の保管
責任者というものは、やはり学校で特定の方にお
願いをして、そういう方につかり見ていただく
ということが必要ではないかと思ひます。そうい
う点につきましても十分指導してまいりたいとい
うふうに考えます。

○内田善利君 もう一つお聞きしておきたいこと
は、これと関連しまして産業教育振興法ですね。
この産業教育振興法が私がいとも疑問に思ふの
は、どうして商業教育に産業教育ということでは
当がでないのか。ほかの農業、水産、それから電
波高校等は手当が出て、一〇%ですね。ここ
ろが、商業高校の商業教育に対しては産振手当が
出ない。最近、事務機器も非常に発達して、先
生方の労苦もそう変わらないと私は思ふのですけ
れども、商業教育ですね、あるいはさらに職業課
程の家庭科等ですね、同じことじゃないかと、こ
のように思ふのですが、その点はどうでしょう
か。

○政府委員(岩間英太郎君) 産振手当につきましては
は、これは主として実験実習を担当する先生方
の御苦労を考へましてこういう手当が創設され

ように伺っております。その場合に、たとえば農
業でございますと、生き物を扱うという点から申
しまして、その実験実習の勤務の実態につきま
してかなりほかの教科を担当されておる方と特異
な点があるわけでございます。そういう点に注目
しまして、農業から始まりまして、これが工業、
水産というふうに広がってまいりましたように私ども
理解をしております。先生ただいま
御指摘になりましたように、やはり商業につきま
しても実験実習が伴うわけでございますが、ただ
いまのところ、たとえばコンピュータにつきま
しては、これは各都道府県にセンターをつくりま
して、実際にはそちらに参つて実習をするとい
うふうな形態をとっているわけでございます。ま
だ、商業の先生方につきましては勤務の実態が、
たとえば農業で豚とか鶏とかを飼うとか、そうい
う動物のために余分の勤務をしておる実態と比べ
ましてそこまでいっていないというものが、これが
おそらく実態であろうと思ひます。そういう点に
かんがみまして、まだそこまで至っていないとい
うことではございまして、今後いろいろ点につきま
しても十分検討する必要があるかというふうに考
えておるわけでございます。

○内田善利君 私はそこまでもういっていること
以上に判断するわけですが、ひとつ検討をお願い
したいと思ひます。

もう一つ、最後に、今度は、同じ工業化学科の
学校を卒業して、同じ工業化学また理科の教員免
許状を持っておりながら、そうして同じ工業高校
に勤めておりながら、一方は理科の先生、一方は
工業化学の先生だということ、工業化学の先生
には手当が出て、理科の先生には手当が出ない。
これは非常にアンバランスであり、同じ学校にお
いて同じ教員免許状を持っていて同じ学歴であり
ながらそういうアンバランスが行なわれるとい
うことはよくない。再三委員会でも質問しているわ
けですが、この点についても検討をお願いしたい
と思ふわけですが、この点はいかがでし
ょうか。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次御発言願います。
○秋山長造君 ごく簡単に若干の御質問を申し上げます。

最初に、文部大臣にお尋ねしますが、私学の振興ということば、もういままら多く論議をする余地のない時代の要請でもありませんし、また、現内閣としても大きなキヤッチフレーズのひとつとして常に掲げておられることは、これはもう申すまでもないことでもあります。この私学の振興の是非について論議をするつもりはありません。いま、政府として、あるいは文部大臣として、私学の振興について具体的にどういうことをお考えになつて、何をやっておられるか、また、何をこれからやろうとしておられるのかということをごく要点だけによろしいですから説明願いたいと思ひます。

○國務大臣(高見三郎君) 私学の振興につきましては、私は、国立大学に比較いたしましたして、私学の一人当たりの経費というのを見ても、私学の一人当たりの経費と大体三分の一という経費になつております。しかも、これに対する授業料はどうかというところ、国立に對して、今回国立を値上げいたしましたけれども、三倍程度になつております。これは、私学の経営の実情からきておるのであります。しかし、明治以来、日本で非常な大きな役割りを演じてまいりましたものは何であるかと申しますと、私は私学であつたと思つております。したがつて、国が私学に対する援助を大幅に伸ばしていくというところが今後の非常な課題であらうと思つております。

現在、私学が、私学側に言わせると、累積赤字が六千億という大きなことを言つております。けれども、文部省の調べましたところによりますと、私学の累積赤字は大体三千億、しかし、この三千億の累積赤字というものをどう解消してやるかということば、単に授業料の問題で解決する問題ではございません。

そこで、私学に対する援助は、今日まで、御承知のように、昨年からとりました私立学校等経常費補助というものを、今後五カ年間にわたつて、人件費については五割という補助の方式をとつて、今年以前年度に比較いたしましたして五二

増の、昨年百九十億でありましたものを三百一億を私学振興のために助成金をとつたのであります。ただ、御承知のように、これもいろいろ段階がありまして、理工学系の学部については、医学部については今年すでに五〇%の人件費補助を実現いたしましたけれども、どうも考えてみますと、五〇%でこれでもいいという状態ではないのであります。そこで、私は、少なくとも医学系については七割五分ぐらいまでは国が持つという姿勢を将来とらなければならぬと考へております。文科系がようやく今年で三割までまいりました。それから理工系が四割までの補助ということになりまして、一応の年次計画の目標は着々進行中でございます。すけれども、ほんとうに私学のいま持つております累積赤字を解消するためには、私学振興財団の貸し付け金というのに対して国が思い切つた国自身の出資をしなければならぬ。国が出資することによりまして、私学振興財団の貸し付け金の金利を引き下げることができると同時に、貸し付け条件を改善することもできるであらう。私は、少なくとも年利二、三分の金が二十年借りられるためには、国が少なくとも四、五十億の出資をするという状態が起らなければ、実はこの問題は解決せぬと思つております。

ことし予算を要求いたしました私学が非常に困りました問題は、私学振興財団の貸し付け金が金に余つておるといふ現状でありますので、そこで、政府の私学振興財団に対する出資というのについて大蔵省は非常に渋つたのであります。渋つたのであります。私は、この出資は無利子の金でありますから十億取りました。けれども、十億ではいけないのであります。去年十億、ことし十億、将来は百億ぐらいにしますというところ、実は、私学はなぜ財団の金を借りないかと申します

というところ、銀行金利のほりが安いなら銀行のほうへいくんですね。だから、この問題を解決してやらなければ私学の健全な発達というものは考えられないと思ひます。

私は、金だけの問題で私学を論議しておるのじやございません。私学には私学の建学の精神がございます。その精神をできるだけ生かしてあげることが文部省の仕事であり、文部大臣としての私の仕事であると思つております。だから、私は、金は出しますけれども口は出しませんという基本的な姿勢をとつて今日までやってまいりました。今後ともこの私学助成の問題につきましても、私が大臣であらうと平の議員であらうと、一生懸命になつてこの問題の解決に全力をあげる覚悟でおります。さよう御承知をいただきたく存じます。

○秋山長造君 いまの御答弁は、まことにけっこうです。私が次に質問しようと思つたことまで大臣が先に言つてしまわれましたが、ただ、私の期待しておつた全部じゃないんです。御答弁は、その半分だと思つております。実は、いつだつたか文部大臣が所信表明をこの席でなされたその印刷物をここに持っているのですが、私学の振興についていまおっしゃつた経費の補助の問題と、それからもう一つ大きな柱として私学共済に対する補助のことをあげておられる。大臣の文部行政に対する御所信は、全部で数字は何字か、ちよつと数えておられませんけれども、行數からいきますと百三十行ぐらいあるんですが、その中で私学の振興についての御発言は五行ちよつとぐらいいしかないわけです。全体の中で私学に五行ばかり触れておられる、その簡単に触れておられる中で、いまの経費の補助と並んで私学共済のことを言つておられるのですから、文部大臣の私学振興に対する施策としては、前段の経費の問題と並んで私学共済の問題を相当大きく考へておられるのだらうと私は思つておつたのですが、いまの御答弁にはそのことが全然なかつたので、どういふのだらうと思つたのですが、この点はいかがですか。

○國務大臣(高見三郎君) 私学共済の問題は、御承知のように、国庫補助を百分の十六から十八に引き上げました。これは、たしか、昭和四十一年でありましたか、百分の十五を十六に引き上げた例があります。私は、たしか厚生年金であると思ひますが、百分の二十という補助率になつておりますので、少なくとも私学共済、農林共済、これらのものは百分の二十にすべきであるというのが多年の持論であつたのであります。ことし二〇%増額になりましたけれども、私はこれで満足はいたしておるわけではございません。この問題は私学の職員にとつては非常な大きな問題であるという考へ方をいたしておるのであります。私のお答えの中にこの問題が抜けておつたという御指摘でありますけれども、私は、今度の私学共済の二%アップというのは、昭和四十一年以来の懸案が、わずかながら、われわれが要求しておつた半分は実現をしたという意味においては一つの画期的な意味を持つておるといふ意味で申し上げたつもりであります。

○秋山長造君 私学共済の問題も私学振興の中で大きな柱として考へておられるのだらうように受け取りまして、質問を続けさせていたいただきました。一六%を一八%にされました。これはもう相当な御努力だつたらうと思ひます。その点は十分評価しますが、ただ、長期経理の現状なんかから考へますと、まだまだ非常に少ない、もっと奮発できぬかというところは関係者はみんな痛感しておることだし、私もそのおっしゃつておることは全く同感なんです。

この場合に、ほかの共済とのつり合いというところをよくおっしゃるので、衆議院の速記録なんか見ましても、局長なんか、他の共済とのつり合い——国共済、地共済等々とのつり合いということをしきりにおっしゃる。それからさらに、私学の振興ということからこれを扱うか、それとも、社会保障制度ということから扱うかというところに、だいたい迷いがおありのようにどうも見えるんですが、私は、どつちだと割り切れることは

単年度三億七百万円の黒字ということになっております。したがって、四十五年度末の累積赤字の十四億は、四十六年度末では約十一億程度に減少するということになります。この四十六年度単年度に黒字になりました理由といたしましては、実は昨年の十月から短期給付の掛け金率を千分の六引き上げたわけでございますが、そのうち二は付加給付の財源といたしまして、残りの四は掛け金の不足分に充当するという措置を講じました。ほかに、昨年度の保険給付の受診率が従来の伸び率をやや下回っております。そうした二つの理由、並びに組合員の給与水準も逐年増加をしておるといふような理由から黒字に転じたわけでございますが、本年二月、医療費のさらにアップもございましたので、今後この短期給付の収支状況がどういふ形で推移するかということにつきましては予断を許さないわけでございますが、さしあたりのところは、単年度収支はほぼ均衡するのではないかと見通しを一応立てております。

それから第二は、長期給付の収支状況でございますが、その四ページの表の右側にもございますように、長期給付の保有資産が、四十六年度末六百七十三億ということでございますが、実は、四十五年度末の計算でございますと、長期給付の責任準備金といたしましては千五百九十九億が必要であるという計算になっております。それに対して、保有資産が約五百五十五億、ほかに責任準備金の引き当て金といたしまして、将来入るであろう補助金、助成金、掛け金等の原価計算をいたしましたものが四百八十三億円というふうに推計をされるわけでございますが、そうしたものを責任準備金から差し引きますと、なおかつ百二十一億円の責任準備金の不足があるという状況でございます。この百二十一億円の責任準備金の不足は、これはただいま申し上げましたように計算上の不足でございます。ただいま直ちに現金に不足を来たして支払い給付に困るということではもちろんございませんが、長期的に考えた場合には、もちろん個々に財源の不足という問題がある

わけでございます。この財源不足をどうして解消するかということになりますと、掛け金のアップということも考えられますけれども、私学共済の組合員の給与の状況、あるいは学校法人の負担能力といったようなものを考えますと、軽々に掛け金のアップに踏み切るべきではないというふうに考えまして、先ほども御指摘がございましたように、やはり国庫補助率のアップということに対処すべきであろうと。さらに、御承知のとおり、共済組合の資産は、予想金利といたしましては五分五厘ということ運用することになっておるわけでございますが、実際の運用は七分以上の運用をいたしております。そういったことと、五分五厘と実際の運用利率との差額のいわば利益差というものがあつたわけでございまして、この額が四十六年度末四十七億という数字になっております。最近、金利の引き下げというふうなことも問題になっておるわけでございますが、それにいたしまして、将来やはり運用による利益差というものもある程度見込めるといふふうに考えます。それから整理資源の積み立てというものもございまして、そうしたものをあわせて長期的にバランスをとってまいりたいというふうに考えます。

ほかに、事務費の問題でございますとか、各種福祉事業の実施上の問題とか、いろいろ問題はございますけれども、基本的な事業についての問題点と申しますと、あらかたそういうことかと存じます。

○秋山長造君 だいぶ詳しい御答弁をいただいたんですが、前段の短期給付の赤字の問題ですね。ずうっと三十九年度以来赤字が漸増してきておつたのが、四十六年になって急に三億の黒字に転じておるわけですが、こういう事態というものは、当初あなたのはりて予想されておつたのでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 先ほども申し上げましたように、昨年十月から千分の四の掛け金の値上げによりまして不足の解消をはかったわけでございまして、少なくともその分は赤字が減るであらうという見込みは立てておつたわけでございまして、医療給付の伸び悩みと申しますか、伸び率が従来の伸びに比べて低かったというところは、実はこれは予想外のことでございます。実際問題といたしましては、昨年度の保険医の総辞退といったような問題が実はたまたま響いているのではないかと、あるいは私が私どもの考え方でございまして、いかんかというのが私どもの考え方でございまして、予想されなかつた条件が重なつてこつた黒字が出たということかと思ひます。

○秋山長造君 掛け金の引き上げで若干の赤字解消を予想されたことは、これはもうわかりませんが、そのほかに、保険医の総辞退による偶然的な要素というの、かなり、おそらく金額にしたら億という台の金額になって響いているんじゃないかと、いろいろに私は思ひますが、受診量が低下した、内容としては、それと、それからもう一つこういうことがあるんじゃないでしょうか。赤字解消のために、俗にいう乱診乱療を戒めるといふ、まあきれいなことばで言えれば、そういうことで相当締めつけられる向きがあるんじゃないかという感じがするんですが、そういう指導をされておるのかどうか。もしそういう指導がある、あるいはあなたのはりて直接やっておられるか、あるいは組合のほうで自主的にやっておられるか知らぬが、しかし、いずれにしても、そういうことが行なわれておるとすれば、これはいまの一般健保の問題についても言えることですが、あまり賢明なやり方じゃないと思ふので、場当たりな、その場のがねなやり方にすぎぬんじゃないかという感じがするんです。乱診乱療といへば、いかにも何か飲む必要もない薬をやたらに飲んでいたりとか、それから医者にかかるといふ必要もないのにやたらに医者にかかっているというふうな感じを受けるんですけれども、実際問題としては、まあお互いだつてそうですが、薬を飲んだり、あるいは医者にかかつたりするのは、ほんとうに不必要なものをぬきこつて薬を飲んだり医者にかかつたりするものじゃないんで、医者

にかかるといふもなかなか手数がかかりますからね。だから、たいがいのことなら、まあ少々のことなら、がまんしてかからずにおくというのが大多数の人の常識じゃないでしょうか。だから、それを、一がいに乱診乱療で不必要なことに医者にばっかかかつておるといふような角度から押えにかかるといふのは、まともな打開策じゃないというふうに考えるのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(安嶋彌君) 乱診乱療がよろしくないということ、これは言うまでもないことかと思ひます。私どもも、そういうことがないようにという注意は、絶えず文部省からも組合に対していたしております。組合もレポートの審査を厳重にしたいということをやつておられますが、その面では、給付が低下したとか無理がいったということ、これは私は全くないと思ひます。方針としては、さうでございますが、実際的にさういふ問題は起きておりません。現に、私学共済の給付の組合員当たりの件数でございまして、あるいは一件当たりの金額でございまして、さうしたものを公立学校共済や文部省共済に比較いたしましたら、決して不当だといふ数字は実は出ておりませんが、私は、私学共済については、まあ例外的な問題は別でございますが、全体的に乱診乱療があつてこれを赤字対策上押えなければならぬといふような事態ではなからうというふうに考えております。

○秋山長造君 それで、短期給付は、大体今後の見通しとしてはほとんどいけるのじゃないかならうかというふうなお話がちょっとありましたね。その見通しは、どうでしょう、私は少し自信過剰じゃないかという感じがするのですが、今日の物価の動向等から考えまして、あるいは医療全体の動き等から考えまして、この三億円の黒字というものは全く一時的なものにすぎないのか、今後はやはりまただんだん赤のほうへ向かつて進んでいくのじゃないかという感じがするんですが、私学の場合には、給与水準が比較的低いわけですか

らね。比較的あるいは非常に低いかもしれない。したがって、掛け金を引き上げるとしても、もうここらが限度じゃないですか、掛け金はね。そうなりますと、いまの健保の改正問題でも非常に問題になっていきますが、やっぱり短期経理に對しては、大蔵省なんかで相当抵抗があるように聞いておられますが、しかし、今度のいまかかっていられる健保改正案なんかでも、ことし七、八年以降一〇%ですか、補助金を出そうというふうなことのようですよ。ですから、別に短期に補助金を出すのは間違いないことではない、全く。ただ、いろいろ理屈をつけるだけだね。それは、本来、短期だから補助金を出すのはいかぬ、長期だから補助金を出すのはあたりまえという理屈は成り立たぬと思ふのです。ですから、これもまた社会保険制度の水準を上げるというのほかに、さらに私学振興という大きな大義名分があるわけですからね。そこから出発して短期経理にも補助金の道を開いて、そうしてすみやかにこの内容を健全化する、赤字を解消して健全化するということをお考えになるべきときじゃないかと思ふんです。いままたまたいろいろ偶然な理由で単年度黒字が若干出たからといって、これでもう当分いいんだというわけにはなかないかぬのじゃないか。これは全く四十六年度の例外的な現象と受け取ったほうがいいのじゃないかという気がするのです。いかがですか。

○政府委員(安嶋彌君) 収支とんとんでいくのじゃないかという見込みを申し上げたわけですが、確かに、先生御指摘のような心配な要素もあるわけでございます。先ほども申し上げましたように、ことしの二月一日から医療費が二三・七%値上げになっておりますし、それから保険医の総辞退といったような問題もこれはたまたま昨年の秋あったということでございますので、将来

の経理がはたしてこのままいくかどうかという点については、御指摘のような心配がないわけではございません。

そこで、短期給付についての国庫補助でございますが、ただいまお話がございましたように、健保につきましても、国庫補助という方式が確立されつつあるわけでございますが、実は、私学共済におきましても、昨年度、療養の給付、それから家族療養費、傷病手当金、出産手当金の百分の五というところで短期給付についての国庫補助を大蔵に要求いたしました。しかし、大蔵の壁は非常にかたいたしてございまして、その理由とするところは、政管健保というものは特殊な制度なんである、私学共済は、むしろ、先ほど来お話がございまして、私学共済の中の一部分としてのバランスということを前提にして考えるべきであるということが強い主張でございまして、私どもそれを破り得なかつたわけでございますが、四十七年度はそうした要求をいたしておりますので、今後もしやうした方向で努力をしてまいりたいというふうに考えます。

○秋山長造君 これは、やはり、新しい道を開くわけですからね。だから、安嶋局長の御努力も御努力ですが、やっぱりこれは大臣の相当大きい政策問題でしょう。この点、いかがですか、大臣。まあ引き続いて大臣をおやりになるということをお前提でひとつお尋ねするんですが。

○國務大臣(高見三郎君) 私が引き続いて大臣をやるかやらないか、それは私が答える限りじゃありません。しかし、いま秋山先生のおっしゃる問題は、私学振興という見地から私学共済の問題を考へるべきだという御意見には、私も全く賛成であります。ただ、御承知のように、共済制度は数多くの共済制度がございまして、大蔵省の立場からいえますと、この共済制度のバランスというところをやつぱり大蔵当局は考へざるを得ないという立場になっております。

と、私学ががんばっているからどうにもならぬと。そこで、私学におりてくれという話がある。農林のほうからございまして、しかし、私は断じておりのわけにはいかぬというのでがんばりまして百分の十八というものを獲得したのであります。けれども、私は、厚年の制度から申しますと、社会福祉の問題がこれからますます伸びてくると思ひます。したがって、百分の二十が百分の二十五になる事態が必ず来るとは思つておられますけれども、問題は、私学振興という見地から考へますならば、短期であろうと、長期であろうと、私ども文部当局は、当然私学振興の見地からものを申さなければならぬという考え方に変わらざるを得ないと思ひます。私は、今度の予算編成において、最後まで、これはもう大臣折衝の直前までこの問題はがんばり通してまいりました。農林も百分の十八になり、私学共済も百分の十八になつたわけでありまして、内輪の話を申し上げますと、そういういきさつもあつた。けれども、断じて私はこれは譲らなかつた。しかも、私は、できるならば百分の二十という線を実現したい。

実は、私が自民党の総務をやっております。同時に、私はその当時農林水産委員長をやつた直後であつたものですから、農林共済の問題で総務会で最後までがんばりまして、これは三役預けということになつたのでありますけれども、あれだけ言うんだから、しやうがない、一%だけ顔を立てるかというところで百分の十五が十六になつた。さつを知つております。私学共済はそれに便乗したというかっこうに実はなつておる。私は、この点は、私学共済のほうももう少し真剣にものを考へてほしいという感じが正直なところをいましておきます。けれども、今度の予算編成では私は一歩もおりないというたてまえを貫きました。將來は、まあ来年は何とか百分の二十というせめて厚年のバランスのとれる状態をつくりたい。そのうちには、御承知のように、社会福祉の見地から、百分の二十五になり、百分の三十になるという事態も起こるであろうと期待をいたしております。

す。ただ、問題は、先生おっしゃる通りに、私も、私学振興という見地から申す立場を文部省自身がとらなければならぬ、農林年金とアベックでいつも闘争しておるといふ状態ではないかぬという考え方を持つておるといふことをこの際申し上げておきたいと思ひます。

○秋山長造君 大臣の御熱意には全く敬意を表すのですが、また、今後その熱意で格段の御努力を続けていただきたいと思ひますが、前段に御質問した短期のほうに對する補助金の道を開くという点についても同じお考えで努力されるものと受け取つてよろしくございませうか。

○國務大臣(高見三郎君) 端的に申し上げますと、この問題は非常に困難な要素を含んでおります。しかしながら、短期であろうと、長期であろうと、私学振興という見地から申しますと、これは当然やらなきゃならぬ問題だ。ことしたまたま三億の黒字が出たということは、私はこれは偶然だと思つております。それは掛け金が幾らかふえたという分は赤字がそれだけ減つたということでは言えるかもしれないけれども、黒字が出たからこれでいいというわけのものではない。もし黒字が出るようなら、掛け金を下げるべきであるという考え方をとることが文教政策のあるべき姿じゃないか、こういうふうに考へております。

○秋山長造君 いや、全くもう大臣の御答弁に逆に教えられました。それはもうそのとおりです。ひとつ、ぜひ掛け金を下げるぐらいな意気込みをもつてがんばつていただきたいと思ひます。しつこく何回も申し上げますが、いままでのところは、文部省のほうの私学振興という旗印と、大蔵省のほうの共済グループのつり合ひという論法とが合つて、どうも私学振興という文部省の言ひ分が共済グループのつり合ひという大蔵省の言ひ分に負かされていってかっこうですね。私は、やっぱり、私学振興という大義名分が優先すべきだと思ひます。これはもういまさら言う必要のないことで、釈迦に説法以上に言う必要のない

いことですが、教育の場合は事業費とか人件費とかいろいろのものがせつ然と分けられぬ性質のものだと思ふのでしてね。事業費即人件費、人件費即事業費というふうなもので、たとえば共済組合の類似の法律がたくさんあるわけですけれども、こういうふうに私学共済法の第一条のように、「私立学校教職員共済組合は、私立学校教職員の相互扶助事業を行い、その福利厚生を図り、もつて私立学校教育の振興に資することを目的とする。」と、こういう私学共済の振興というふうなことをはっきり共済組合法に規定した法律はほかにはないです。国共済にしても、地共済にしても、こういうことは書いてないです。ただ福利厚生をはかるということを書いてあるのは、私学共済に資することを大目的にするというこのことばに該当するような文言はないです。よ、ほかの法律に。これをもつてして、二十八年当時この法律をつくった動機なり趣旨なりというものは、やっぱり私学振興——當時は、私学振興財団もなければ、いわんや人件費の補助なんかというものはなかった当時ですからね。私学対策としてはこの私学共済ぐらいなものだったんですからね。ですから、その出発当時の趣旨からいって、他の類似の共済組合とのつり合いということもこれは無視はできませんけれども、私学振興ということがやっぱりもう最大の眼目にならなければならぬと思ふんです。この点はくれぐれも強いつい迫力をもつて進んでいただきたいということを重ねて申し上げておきます。

それからもう時間がありませんから、最後にもう一点だけ、いわゆる未加入校の問題です。未加入校の問題について、これもまた毎年この改正案が出るたびに議論になるんですが、私学共済の発足当時、私も文教委員会の末席をけがしておったのですが、あの当時すいぶんいろいろ議論がありました。まあ初めてやることだからどういう内容のものやらわからぬという不安もあったでしょう。それからまた、その当時までいろいろんな形でやっていたことに対する執着もあつたと思ふ

んです、情性的なね。そういうことで、新しい私学共済に入るものと、それからいままでの形で残るもの、入らないものと、いろいろと振り分けたらと思うのです。しかし、あの当時と今日と、もう二十年近くたつていますから、社会、経済、あらゆる条件が一変しているわけですからね。それそのまま固定してしまつてずうつと今日までそのまま持ち続けておるわけですね。これを手直ししようと思つたばかりかおそれくあなたの方でも考えられたと思ふんです。国会でも問題になったことがありますが、数年前に。どうも、これはそういう手直しをしなければならぬ時期はもうとつて来ているにもかかわらず、いまだに陰の声だけに終わつて、はつきりこれができないという根本原因はどこにあるのかというところ、これは私学自身にも若干の理由はあると思ふますけれども、しかし、そういうことよりも、一番ほんとうのできぬ理由というものは、私は政府自身にあるのじゃないかとすう言いたいんです。もつと端的に言えれば、厚生省と文部省との間で、あるいは厚生大臣と文部大臣との間で話がかたないというところ、了解がつかないというところ、そういうところが一番障害になっておるとしか思えぬのですがね。その点、いかがでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 未加入校ができました事情並びにその考え方につきましては、ただいま秋山先生がおっしゃつたとおりでございます。今日までこれがなぜ解決されないかということでございますが、端的に申しまして、政府部内と申しますか、厚生省と文部省の間の意見調整ができませんというところがございます。私も、私学共済組合というものは、御指摘もございましたように、私学振興ということを目的にする共済組合でございますから、これは強制加入というたてまえをとるべきであるというふうに考えております。特に、最近、未加入校の中から私学共済組合に加入したいという希望が相当強く出ております。そういう

た状況を踏まえまして、厚生省と年来折衝をいたしておるわけでございますが、結論的に申しまして話し合いがつかない。それは、どういふことかと申しますと、厚生省側の考え方といたしましては、健保・厚年に入つておる私学教職員の取り扱いについては、当初の法律の附則二十項におきましてすでに決着がついておるんだと、それをいまさら持ち出してあらためて問題にするというところは、経過から考えておかしいではないかということが一つございます。第二点は、これは私立学校側自体にも問題があるわけでございますが、私立の短期給付については、未加入校が百五十七校あるわけでございますが、そのうち六十七校がいわゆる政管健保に加入をいたしておりますが、残りの八十四校がいわゆる組合健保でございます。この組合健保の大学というものは、これは、早稲田、慶応をはじめといたしまして比較的大規模な大学でございます。こうした大学の健保組合につきましては、掛け金率が私学共済に比べて低い、それから給付の内容もかなり充実しておるといふような実態でございます。したがって、これを法律をもつて強制をして健保組合を解散させ私学共済に加入をさせようということについては、理論的にもまた実際的にも問題があるのではないかと、この点につき主張の第二点でございます。実は、この点につきましては、私立学校側自体にも、強制的に健保組合を解散して私学共済に加入することについては異論を唱える学校がかなりございます。

それから第三点は、長期給付の問題でございますが、長期給付の社会保障制度全体としての動向は、各制度を統合するという方向にあるんだと。しかも、厚生年金という制度は包括的な制度なんであつて、現にそこに入つておるものをわざわざ抜き出して私学共済といつたような特別の共済制度に入れることは、むしろ年金制度を統合するというそういう基本的な方向に逆行するのではないかと、この点が第三点でございます。

第四点は、年金給付は、これは各職域における勤務がずっと継続して年金計算の基礎になるということが望ましいわけでございますが、厚生年金は各種の職域を含んでおりますので、転職をいたしましても何ら問題なく在職期間が全部つなげていく。ところが、私学共済のようなそういう特殊な組合に入れば、職域を交えるたびにその組合員期間が分断されるというふうな不利な点があるのではないかと、こういうことが厚生省側の主張でございます。私ども一々それにはいま秋山先生がおっしゃいましたような観点を含めて反論をいたしておるわけでございますが、なかなか了解がつかないという状況でございます。予算要求といたしましては、毎年度、全員加入を前提とする予算要求を大蔵省にいたすわけでございますが、関係省間の話し合いがつかないために予算もつかない、こういうことでございます。そこで、当初申し上げましたように、私ども全員加入ということが私学共済のためであるというふうには考えますが、健保組合の実際状況等を考えますと、全部強制的に私学共済に入れてしまふということにも確かに問題もあるように思ふので、現時点では、たてまえはたてまえといたしまして、もう少し実質的な観点から、私学共済に加入したいという学校だけでも加入するような道が開けないものかということでも検討をいたしておるわけでございますが、これもまた最終的な結論は得ていないという状況でございます。

○秋山長造君 いや、私もいやだといふものを無理やりに綱をつけて引つぱつていふということでは言わない。いま最後に局長がおっしゃつたように、せめて、もうあの振り分けをやつて制度が発足してからやがて間もなく二十年になるんですからね。ですから、この時期でもう一べん再調整をするといふんですか、再振り分けをするといふことはやるべきじゃないか。いわんや、未加入校の中の相当数が私学共済に加入を非常に熱望し

済組合の掛け金、特に長期給付が非常に低劣になつてくるわけでありませう。共済組合を充実強化することにあわせて、基本的には教職員の給与水準というものを引き上げていくという方向に文部省としても申し上げました指導助言といひますか、そういうものを大いに積極的に推し進めるべきではないか。それはまた、大臣のことは一言え、金を出さなければならぬかという事は十分で得ないと思ひますけれども、しかし、だからといって、いまのまま放置するという事は、これは教職員にとつてたいへんな問題であります。そういう点で、文部省として、直接この給与、賃金の問題についてあれこれということはないかなと言ひ得ない立場でありまして、まあ純粋の立場でいへば労使の関係ということにもなりかねない。そういう労使関係の中に文部省が入つていくということは確かに問題があると思ひますが、一般的な指導方針というものはあつてしかるべきじゃないかと思ひますが、そういう点についての文部省の考え方を聞かせたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌吉) 教育の振興のために教職員の処遇の改善が必要であるという事は、これは当然なことかと思ひますが、ただ、私どもは、私学に對してそうした当然のことをあらためて申すようなことも特にはないわけでございますが、むしろ、その前提をいたしまして、大臣もお話がございましたように、私学自体の経営状態を改善をし、そうした処遇の改善が可能になるような努力を力をつけてやるということがやはり基本であろうというふうに考へるわけでございます。そういう観点から、いつも申し上げることでございますが、四十五年度から私学の経費費の補助というものが始まりまして、本年度は三百一億圓という補助金が計上されておるわけでございます。

私学の給与の水準が高いか低いかわりに、厳密な比較をいたしましてはいろいろ問題のあるところかと思ひますが、確かに、国

立あるいは公立に比べまして、平均額は、かなりと申しますか、若干と申しますか、下回つておることは事実でございます。大学につきましては、ただいま申し上げましたように、本年度三百一億の経費費の補助——これは主として人件費が内容でございますが、補助をいたして、私学の教職員の給与の改善を間接的にはございまして、可能になるようなそういう措置を講じておるわけでございます。同時に、高等学校以下に私学につきましては、交付税措置をもちまして毎年度措置をいたしておるわけでございますが、四十七年度におきましては、基準財政需要額をいたしまして約二百四十億圓を計算上ではございまして積算をいたしております。四十六年度におきましては、この額が約四十億圓ということでございます。もちろん、この基準財政需要額の中身はいろいろございまして、やはり何と申しましても一番大きなものは私学の運営費の補助、つまり実質的には人件費の補助でございます。地方におきまして、四十五年度以来、国の措置にあわせて、高等学校以下の経費費、人件費の補助が行なわれております。補助率をいたしましては、一応国の場合の人件費に準ずる三割の補助ということで計算をいたしておるわけでございますが、実績をいたしまして昭和四十六年度の数字を申し上げますと、給与費だけではございせんが、二百三十四億と申すような補助が行なわれております。国・地方を通じてございまして、私学の教職員の給与も徐々に改善されておるといふ実情でございます。

○片岡勝治君 私学と公立ないし国立の給与の比較というものは非常に複雑でむずかしい点もあると思ひますが、文部省で把握しておる数字というものがあれば、この際お示し願ひたいと思ひます。○政府委員(安嶋彌吉) 文部省が学校基本調査及び地方教育費の調査に基づきまして把握をいたしております数字を四十四年度について申し上げますと、私立の大学の場合、年額で申しまして百六万円、短期大学の場合約六十九万円、高等専門

学校の場合約七十一万円、高等学校の場合八十一万円、中学校の場合八十八万円、小学校の場合七十五万円、幼稚園の場合三十九万円ということでございます。大学について国立と比較いたしますと、国立大学を一〇〇とした場合に、私立大学は九五でございます。それから公立高等学校を一〇〇とした場合に、私立の高等学校は六九でございます。それから公立の幼稚園を一〇〇とした場合に、私立の幼稚園は五二というふうな比率になっております。これは教職員の給与でございます。教員だけではございせん。教員だけでございまして、この平均単価よりはさらに上回つておるわけでございますが、そうした数字をつかんでおります。

なお、実は、共済組合の御審議の資料をいたしまして、お手元に標準給与月額資料を差し上げさせていただきます。ページでございますが、全体の平均で五万七千三百四十七円でございます。大学が七万五千七百円、これが一番高いわけでございます。一番低いものが幼稚園の三万二千四百四十三円でございます。ただいま申し上げました基本調査あるいは地方教育費調査の数字と、この共済組合の標準給与月額平均額が、実は調査の年度も二年ばかり違つてございまして、それに理由を私どもいろいろ考へておるわけでございます。共済組合の場合には標準給与に上限があるという事。それから先ほどもちよつと問題として出しておりましたが、給与水準の比較が高い学校が、これはまあ大学が中心でございますが、共済組合に入つていないという事。それから共済組合の標準給与は、御承知のとおり、五月・六月の二カ月の給与が基準でございますが、五月・六月に支給される期末手当いわゆる賞与というものが標準給与の中に算入されていないという事。そういうことから来るズレであらうかと思ひます。文部省調査の数字は、そうした年間のすべての給与を含めておりますので、共済組合からとりました数字よりは若干上回つた数字が出ておる、こう

いうことかと思ひます。○片岡勝治君 いま文部省のほうからの資料によりまして、いろいろな要素がありますから、現実にあるいは若干これより上回つておるのではないかといいことも想定できます。しかし、いざにしても、高等学校の給与が、国立に比べて六九%、まあこれを若干よく見ても七〇%、七五%程度であるということになると、これは相当大きな開きがあるわけでありませう。つまり、この給与が基準になつて共済組合のほうの長期給付というものが行なわれるわけですね。ですから、長期給付の率は国立の学校と同じであつても、その基本ベースがこのように二割ないし三割ぐらゐ低いということになれば、自動的に退職給付なり年金、疾病の給付というものが下がつてくるという事でありませう。やはり基本給というものを国立に近づけるということによつて、はじめ共済組合の福利厚生部面においても私立の教職員が救われていくということになると思ひます。ですから、共済組合の給付率を改善すると同時に、特に私学の場合には基本給を何とか改善をしていかなければ、こういつた面でも国立と大きな差が出てくるというふうになると思ひます。

そこで、いま御説明のありました経費費の補助、これはたいへんけっこうな制度であると思ひます。あるいはまた、都道府県から補助を出す場合の基礎になる基準財政需要額の計算の中には公立ないし国立学校の給与というものを基準にして私学の教職員の給与も当然その水準にあるべきだ。その水準まで持つていかなければ、せっかくの共済組合だつて非常に低劣になるわけですから、経費費補助の計算の基礎には国立の学校の給与というものを基準にしていく、基準財政需要額の計算においても国立の教職員の給与水準というものを基準にして計算をして補助をしていくと、補助をする場合にはその計算の基礎がそういうことであるから、私学に對しても教職員の給与改善というものについてひとつ一

期の末日までの間において任命権者が定める日に終る。

2 前項の規定により任命権者が育児休暇の終わる日を定める場合においては、その終わる日が学期の末日となるように定めなければならない。

3 任命権者は、女子教育職員から申出があつたときは、育児休暇に係る子が一歳に達する日の属する学期の末日を限度として、一回に限り、当該育児休暇の期間を延長することができる。この場合においては、その終わる日が学期の末日となるようにしなければならない。

(育児休暇の終了)
第五条 育児休暇は、次に掲げる場合には、終了する。

一 女子教育職員が人事院規則又は条例に基づき、産前の休業を始めたとき又は出産したとき。
二 女子教育職員が休暇又は停職の処分を受けたとき。

三 育児休暇に係る子が死亡したとき。
四 女子教育職員から育児休暇に係る子を育てなくなつた旨の届出があつたときは、育児休暇は、その届出のあつた日の属する学期の末日に終了する。

(育児休暇の効果)
第六条 育児休暇の承認を受けた女子教育職員は、育児休暇の期間中は、その身分を保有するが、職務に従事しない。

2 育児休暇の承認を受けた女子教育職員に対しては、育児休暇の期間中、給与を支給しない。(不利益取扱の禁止)

第七条 女子教育職員は、育児休暇の承認を受けて勤務しなかつたことを理由として、不当に不利益な取扱いを受けることはない。

(育児休暇の期間中の勤務)
第八条 任命権者は、義務教育諸学校等における教育の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、第六条第一項の規定にかかわらず、

育児休暇の期間中の各月につきそれぞれ三日の範囲内において育児に支障のない限度で、育児休暇の承認を受けた女子教育職員に対し、勤務を命ずることができる。

(国立学校女子教職員の給与等)
第九条 育児休暇の承認を受けた女子教育職員(国立の義務教育諸学校等の女子の教育職員に限る。以下「国立学校女子教職員」という。)が前条の規定により勤務を命じられて勤務したときは、第六条第二項の規定にかかわらず、その者に對し、俸給及び教職調整額を支給する。この場合において支給する俸給の額は、当該国立学校女子教職員が育児休暇の承認を受けなかつたとしたならばその受けるべき俸給の月額額の二十五分の一にその勤務した日数を乗じて得た額とする。

2 育児休暇の承認を受けた国立学校女子教職員が前条の規定により勤務を命じられて当該育児休暇の期間中の日である基準日(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十九条の三第一項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。)以前三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)の日(当該育児休暇の期間中の日に限る。)に勤務したときは、第六条第二項の規定にかかわらず、その者に對し、当該基準日に係る期末手当を支給する。

第十条 一般職の職員の給与に関する法律第十九条の三第二項の規定の適用については、育児休暇の期間(第八条の規定により勤務を命じられて勤務した日を除く)は、在職期間でないものとする。

第十一条 育児休暇の承認を受けた国立学校女子教職員が当該育児休暇の終了後再び勤務するに至つたときは、当該育児休暇の期間の三分の二に相当する期間(以下この項において「調整期間」という。)を引き続き勤務したものとみなしてその再び勤務するに至つた日若しくはその日から一年以内に昇給の場合に準じてその者の俸給月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその再び勤務するに至つた日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

2 前項の規定により俸給月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内では、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

第十二条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七条の規定の適用については、同条第四項中、「その月数」とあるのは、「その月数、義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律(昭和四十七年法律第 号)に規定する育児休暇により現実に職務をとることを要しなかつた期間についてはその月数の三分の一に相当する月数」と読み替へるものとする。

2 前項の規定により読み替へられた国家公務員等退職手当法第七條第四項の規定の適用については、第八條の規定により任命権者が勤務を命じた日は、現実に職務をとることを要する日でないものとする。

第十三条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第四条の規定の適用については、同条第三項中「四 職員団体の業務にもつぱら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日」とあるのは、「四 職員団体の業務にもつぱら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日(義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律(昭和四十七年法律第 号)第八条の規定により勤務を命じられた日を含む。）」と読み替へるものとする。

第十四条 育児休暇の承認を受けた女子教育職員(公立の義務教育諸学校等の女子の教育職員に限る。以下「公立学校女子教職員」という。)については、育児休暇の承認を受けた国立学校女子教職員の給与に関する事項を基準として給料、教職調整額及び期末手当の支給その他の措置を講じなければならない。この場合において、第六条第二項の規定は、適用しない。

第十五条 育児休暇の承認を受けた公立学校女子教職員の退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算については、育児休暇の承認を受けた国立学校女子教職員の退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算に関する事項を基準として必要な措置を講じなければならない。

第十六条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)第二条の規定の適用については、同条第四項中「四 職員団体の業務にもつぱら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日」とあるのは、「四 職員団体の業務にもつぱら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日(義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律(昭和四十七年法律第 号)第八条の規定により勤務を命じられた日を含む。）」と読み替へるものとする。

第十七条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二条の規定の適用については、同条第三項中「四 試の使用期間」とあるのは、「四 試の使用期間」と読み替へるものとする。

第十八条 任命権者は、育児休暇の承認をする場合においては、当該育児休暇に係る女子教育職員が勤務する義務教育諸学校等の教育職員の職務を補助させるため、当該育児休暇の期間を任用の期間として、校長以外の教育職員を臨時的に任用しなければならない。ただし、当該義務教育諸学校等に当該育児休暇の期間中当該女子

教育職員が勤務する義務教育諸学校等の教育職員の職務を補助させるため、当該育児休暇の期間を任用の期間として、校長以外の教育職員を臨時的に任用しなければならない。ただし、当該義務教育諸学校等に当該育児休暇の期間中当該女子

教育職員が勤務する義務教育諸学校等の教育職員の職務を補助させるため、当該育児休暇の期間を任用の期間として、校長以外の教育職員を臨時的に任用しなければならない。ただし、当該義務教育諸学校等に当該育児休暇の期間中当該女子

教育職員の仕事を行なうことができる校長以外の教育職員（正式採用された者又は条件採用期間中の者に限る。）がある場合において、その者に当該女子教育職員の仕事を代わって行なわせるときは、この限りでない。

2 前項の規定による臨時任用については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第六十条第一項から第三項までの規定及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條第二項から第五項までの規定は、適用しない。

（私立の義務教育諸学校等において講ずべき措置）

第十九條 私立の義務教育諸学校等の設置者は、女子の教育職員の育児のための休暇に関する措置を講ずるとともに、当該休暇の期間中、当該義務教育諸学校等の教育職員の職務を補助させるため、校長以外の教育職員を臨時に採用するように努めなければならない。

附則

1 （施行期日）
この法律は、昭和四十七年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 昭和四十七年三月一日から同年八月三十一日までの間に人事院規則又は条例に基づく産後の休業の期間が満了した女子教育職員については、第三條第一項中「当該子の出産に係る人事院規則又は条例に基づく産後の休業の期間中に」とあるのは「昭和四十七年九月三十日まで」と、第四條第一項中「当該子の出産に係る人事院規則又は条例に基づく産後の休業の期間の満了する日の翌日」とあるのは「昭和四十七年十月一日」と読み替えて、この法律の規定を適用する。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）

3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百

十六号）の一部を次のように改正する。

第十七條に次の一号を加える。

三 義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律（昭和四十七年法律第 号）第十八條第一項の規定により臨時に任用される者

（公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正）

4 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三條に次の一号を加える。

三 義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律（昭和四十七年法律第 号）第十八條第一項の規定により臨時に任用される者

六月七日左の議案は撤回された。

一、学校図書館法の一部を改正する法律案（衆第三四号）

昭和四十七年六月二十三日印刷

昭和四十七年六月二十四日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局